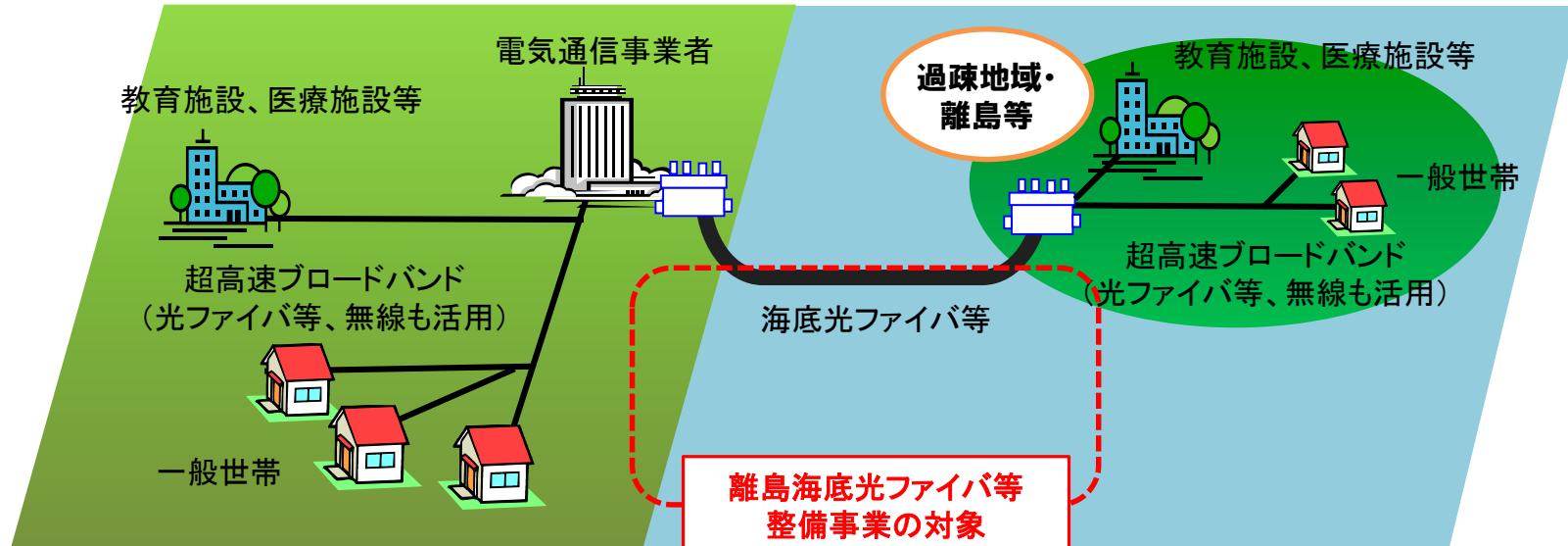


条件不利地域における超高速プロードバンド基盤整備の推進

概要:

- 超高速プロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速プロードバンド基盤や海底光ファイバ等の中継回線の整備を実施する場合に、その事業費の一部を補助する。



※ 過疎地域、離島等の「条件不利地域」を含む地域を対象とする。

補助率: 1/3 (財政力指数が0.3未満の市町村:1/2、離島市町村:2/3)